

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議細則

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認)第 18 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議(以下「企画会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 企画会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) プログラム責任者
- (2) プログラムコーディネーター
- (3) プログラムサブコーディネーター
- (4) 文化創生コース主任
- (5) 技術創生コース主任
- (6) 社会実装コース主任
- (7) 評価委員会委員長
- (8) 入試委員会委員長
- (9) 教務委員会委員長
- (10) 学位審査委員会委員長
- (11) 学生生活委員会委員長
- (12) オンサイト教育実施委員会委員長
- (13) 広報情報推進委員会委員長
- (14) 学生キャリア支援委員会委員長
- (15) その他プログラム責任者が必要と認めた者

2 前項第 15 号の委員は、プログラム責任者が委嘱する。

3 第 1 項第 15 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 15 号の委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 企画会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プログラムの基本方針に関する事項
- (2) プログラムの管理運営に関する事項
- (3) プログラムの予算に関する事項
- (4) その他プログラムの運営に関する重要な事項

(会議)

第4条 企画会議に議長及び副議長を置き、議長はプログラムコーディネーターをもって充て、副議長はプログラムサブコーディネーターをもって充てる。

2 議長は、企画会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

第5条 企画会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 企画会議の事務は、たおやかで平和な共生社会創生プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、企画会議に関し必要な事項は、企画会議が定める。

附 則

この細則は、平成26年3月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム企画会議に関し必要な事項を定めることとするため。